

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. (省略)
2. (取扱店の範囲)
- (1) (省略)
- (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店で取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店(所)および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。
- 3～4. (省略)
5. (スウィングサービス)
- (1)～(2) (省略)
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。
- (4)～(7) (省略)
- 6～23. (省略)

以上
(2022年4月1日現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. (省略)
2. (取扱店の範囲)
- (1) (省略)
- (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店(所)および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。
- 3～4. (省略)
5. (スウィングサービス)
- (1)～(2) (省略)
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と定期貯金間の振替金額は(追加)10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については(追加)10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。
- (4)～(7) (省略)
- 6～23. (省略)

以上
(2021年10月1日現在)